高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて

令和元年6月27日財関第862号

改正 令和2年12月28日財関第1120号

標記のことについて、別添のとおり経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったので、令和元年7月1日からこれにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の 通関の際における取扱いについて」(平成28年11月1日財関第1300号)は廃止する。

別紙

20190606保局第11号 令和元年 6 月14日 改正 20201218保局第 1 号 令和 2 年12月25日

財務省関税局長殿

経済産業省大臣官房技術総括•保安審議官

高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて

高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号。以下「政令」という。)第2条第3項第8号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス(エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス。以下「エアゾール製品等」という。)については、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号。以下「告示」という。)第4条により要件が定められており、これらエアゾール製品等の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願いします。

なお、この取扱いについては、令和元年7月1日から実施することとし、これに伴い、平成28年11月1日付20161025商局第5号(高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて)は廃止します。

別紙

- 1. 適用除外品としてみなす貨物の範囲
 - (1) 本邦若しくは外国の検査機関、エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス(以下「エアゾール製品等」という。)の製造者(当該者の検査員を含む。)又は当該エアゾール製品等を輸入しょうとする者(以下「輸入者」という。)が試験成績書(高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号。以下「告示」という。)第4条第1号に係るものについては様式第1、告示第4条第2号に係るものについては様式第2、告示第4条第3号に係るものについては様式第3による。以下「成績書」という。)を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号。以下「政令」という。)第2条第3項第8号及び告示第4条に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの
- (2) 商品見本等販売の用に供さないもの又は個人用貨物として税関が適当と認めたもの 2. 通関の際の取扱い
 - (1) 税関においては、上記1の(1)に掲げるエアゾール製品等の通関に際しては、輸入者が告示に定める要件に合致していることの確認を行った成績書又はその写しが添付されていること及び試験結果の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認のうえ通関を認める。

なお、成績書が提出されないか又は「判定」の欄が「不適合」である項目があるエアゾール製品等については、高圧ガス保安法第22条に基づく都道府県知事が行う検査が必要であるので留意願いたい。

- (2) 昭和58年1月31日付58立第100号、平成3年7月4日付3立局第214号若しくは平成4年5月12日付4立局第167号の通商産業省立地公害局長通達、平成9年3月28日付平成09・03・27立局第2号の通商産業省環境立地局長通達又は平成28年11月1日付20161025商局第5号の経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達に基づく成績書又はその写しが添付されているエアゾール製品等については、従前どおり、通関を認めることとして差し支えない
- (3) 上記 1 (2)に掲げるエアゾール製品等については、税関への特段の書類の提出を不要とし、税関において妥当な数量と認めるものについて通関を認めることとして差し支えない。
- (4) エアゾール製品等の輸入申告の審査に際して、告示に適合しない疑いがあると認められる場合及び疑義が生じた場合には、その都度、都道府県知事と協議願いたい。

試験結果等の記入方法

- 1. 告示第1号に係るもの
 - (1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。
 - ① 「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名 を記入する。
 - ② 「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品 名を記入する。
 - ③ 「用途」欄には、当該製品の用途(例えば、「ヘアスプレー」、「ガスライター」、「医薬品(ぜん息薬)」等)を記入する。
 - (2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。
 - ① 「A」欄には、検体を3.5 \mathbb{C} としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2 位まで測定し、記入する。

ただし、容器内圧の測定が困難な構造のものである場合及び内容物が単一の液 化ガス(LPガスは、ブタンとプロパンの混合ガスであり、含まれない。以下同 じ。)の場合には、35℃における当該ガスの蒸気圧を記入する。

- ② 「B」欄には、20℃下で容器 (バルブを含む。) に満たした水の体積を小数 第1位まで測定し、記入する。
- ③ 「C」欄には、内容物に含まれている高圧ガス(例えば、「LPガス」等)を全て記入する。また,フルオロカーボン11、フルオロカーボン113、ハロン2402は高圧ガスには該当しないが、これらが含まれている場合も「C」欄に記入する。(例えば、「フルオロカーボン12/11」等)
- ④ 「D」欄には、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号。以下単に「容器保安規則」という。)第2条第30号に規定する毒性ガスの有無を確認し、該当するものを全て〇で囲む。
- (3) 判定欄には、別紙2試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」 又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を 引くこと。
- (4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。
 - ① 「試験実施年月日欄」には、当該試験成績書記入年月日を記入する。②「試験 実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施 機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該

検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

2. 告示第2号に係るもの

- (1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。
 - ①「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を 記入する。
 - ②「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名 を記入する。
 - ③「用途」欄には、当該製品の用途(例えば、「冷媒ガス」等)を記入する。
- (2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。
 - ① 「A」欄には、内容物に含まれている高圧ガスを確認し、該当するものを〇で 囲む。② 「B」欄には、20℃下で容器(バルブを含む。)に満たした水の体 積を小数第1位まで測定し、記入する。
 - ③ 「C」欄には、該当する材料を○で囲む。
 - ④ 「D」欄には、容器を1.8 M P a の水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
 - ⑤ 「E」欄には、容器を2.2MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを〇で囲む。
 - ⑥ 「F」欄には、容器を1.9MPaの水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを〇で囲む。
 - ⑦ 「G」欄には、容器を 2. 3 MPa の水圧下に 5 秒間保持し、破裂の有無を確認 し、該当するものを〇で囲む。
 - ⑧ 「H」欄には、容器を3.4 M P a の水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
 - ⑨ 「I」欄には、容器を4.0MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
 - ⑩ 「J」欄には、充塡内容質量100gあたりの容器内容積を計算し、小数第1 位まで記入する。
- (3) 判定欄には、別紙2試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」 又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を 引くこと。
- (4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。
 - ① 「試験実施年月日欄」には、当該試験成績書記入年月日を記入する。

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、 試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合に は、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

3. 告示第3号に係るもの

- (1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕樣」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。
 - ① 「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名 を記入する。
 - ② 「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品 名を記入する。
 - ③ 「用途」欄には、当該製品の用途(例えば、「ヘアスプレー」、「殺虫剤」、「ガスライター充塡用」等)を記入する。
- (2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。
 - ① 「A」欄には、20℃下で容器(バルブを含む。)に満たした水の体積を小数第 1位まで測定し、記入する。
 - ② 「B」欄には、該当する材料を〇で囲む。
 - ③ 「C」欄には、二重構造容器の場合にあっては、噴射剤を当該容器から容易に 排出できる機構の有無を確認し、該当するものを〇で囲む。二重構造容器以外の 場合にあっては、「C」欄には記入しない。
 - ④ 「D」欄には、検体を35 Cとしたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2 位まで測定し、記入する。なお、内容物が単一の液化ガス又は二重構造容器に充塡されたエアゾールであって噴射剤が単一の液化ガスの場合には、35 Cにおける当該ガスのゲージ圧を小数第2 位まで記入する。
 - ⑤ 「E」欄には、検体を50 Cとしたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2位まで記入する。
 - ⑥ 「F」欄には、容器を該当する水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、 該当するものを○で囲む。
 - ⑦ 「G」欄には、容器を該当する水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、 該当するものを○で囲む。
 - ⑧ 「H」欄には、内容物に含まれている高圧ガス(例えば、「フルオロカーボン 134a」、「LPガス」、「DME」、「クロルメチル」、「炭酸ガス」等) を全て記入する。⑨「I」欄には、容器保安規則第2条第30号に規定する毒性 ガスの有無及び種類を確認し、該当するものを全て〇で囲む。
 - ⑩ 「J」欄には、人体に使用するエアゾール「例えば、ヘアスプレー等の化粧品、制汗剤等の医薬部外品等の直接人体に噴射して使用するもの」の噴射剤である高

圧ガスに容器保安規則第2条第29号に規定する可燃性ガス(製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和50年通商産業省告示第291号)第11条の2に規定するものを除く。)を使用していることの有無及び種類を確認し、該当するものを全て〇で囲む。

- ① 「K」欄には、3.5 \mathbb{C} における内容物の体積(\mathbf{cm})を小数第1 位まで測定したものを「A」欄の数値で除した割合(%)を小数第1 位まで記入する。
- ① 「L」欄には、液化ガスの充填質量(g)を小数第1位まで記入する。なお、ガスライター充填用LPガスのような内容物が全てLPガスの場合には、当該LPガスが15℃時における比重を測定し、小数第3位まで記入する。
- ⑤ 「M」欄には、容器を48℃に保持したときに容器内のガスが漏れることの有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- (3) 判定欄には、別紙2試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」 又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を 引くこと。
- (4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。
 - ① 「試験実施年月日欄」には、当該試験成績書記入年月日を記入する。
 - ② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、 試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合に は、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

(別紙2)

試験結果の判定基準

1. 告示第4条第1号に係るもの

試験項目	記号	判定基準	根拠法令
35℃における蒸気圧又は容器内圧		ゲージ圧力 0.8 M P a (液化フルオロカーボン (可燃性のものを除く。) である場合にあっては 2.1 M P a) 以下であること。	政令第2条第3項第8号
容器の内容積	В	3 0 cm以下であること。	告示第4条第1号
高圧ガスの種類	С		
毒性ガスの有無	D	無いこと。	告示第4条第1号

2. 告示第4条第2号に係るもの

		試験項目	記号	判定基準	根拠法令
高月	Eガスの種類		A	液化フルオロオレフィン1234yfのみ、液化フルオロカーボン134aのみ又は液化フルオロカーボン404Aのみであること	告示第4条第2号本文
容				1 0 0 0 cm以下であること。	政令第2条第3項第 8号
器	材料		С	鋼又は軽金属であること。	告示第4条第2号イ
	フルオロオレフィン	1.8MPa の圧力による容器の変形	D	無いこと。	告示第4条第2号ハ
耐	1234yf	2. 2MPa の圧力による容器の破裂	Е	無いこと。	告示第4条第2号ハ
圧	フルオロカーボン	1.9MPa の圧力による容器の変形	F	無いこと。	告示第4条第2号へ
能	134a	2. 3MPa の圧力による容器の破裂	G	無いこと。	告示第4条第2号へ
力	フルオロカーボン4	3.4MPa の圧力による容器の変形	Н	無いこと。	告示第4条第2号ト
	04A	4.0MPa の圧力による容器の破裂	I	無いこと。	告示第4条第2号ト
容装	容器内容積 / 充填質量			液化フルオロカーボン 1 2 3 4 y f の場合にあっては、1 1 2 cm²/100 g以上であること。 液化フルオロカーボン 1 3 4 a の場合にあっては、101 cm²/100 g以上であること。 液化フルオロカーボン 4 0 4 A の場合にあっては、124 cm²/100 g以上であること。	告示第4条第2号口

3. 告示第4条第3号に係るもの

		試 験 項 目	記号	判定基準	根拠法令
	内容積		A	1000cm ³ 以下であること。	政令第2条第3項第 8号
容器	材料			材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器又は内容積100 cm以下の容器(ガラス製の容器にあっては、合成樹脂等によりその内面は又は外面を被覆したものに限る。) に充塡されたものであること。	告示第4条第3号ハ
	二重構造容器におり	ける噴出材の排出機構	С	噴射剤を容易に排出することができる機構を有すること。	告示第4条第3号ヌ
35	℃における蒸気圧又	は容器内圧	D	ゲージ圧力 0.8 MPa以下であること。	告示第4条第3号本 文
耐	50℃における容器巾	内圧	Е		
圧能	50℃における容器 🛭	℃における容器内圧の1. 5倍又は1.3MPa における容器の変形		無いこと。	告示第4条第3号二
力	50℃における家界市区の1 9位∀け1 5MD。における家界の研例			無いこと。	告示第4条第3号二
高	圧ガスの種類		Н		
	毒性ガスの有無		I	無いこと。	
可燃性・毒性	然 生 ・ 人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類		J	LPガス、DME(ジメチルエーテル)又はフルオロカーボン152a以外の可燃性ガスを含まないこと。ただし、性医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器法」という。)第14条・の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品若しくは医薬部外品又は医薬品医療機器法第2条第3項に定める化粧毒品のうち、水が全質量40%以上でかつ、噴射剤が全質量の10%以下であって、内容物をあわ状若しくはねり状に性噴出するものについては、この限りでない	告示第4条第3号イ
充填	エアゾール	35℃における内容物の体積 / 容器内容積	K	90%以下であること。	告示第4条第3号口
填率	エアゾール以外 液化ガスの充てん質量 (LP ガスの場合温度15℃にお ける比重)		L	A / L (LPガスの場合A / 1, 0 0 0 L)が容器保安規	告示第4条第3号口
48	℃における容器から	のガス漏れ	М	無いこと。	告示第4条第3号ホ

(様式第1)

試験成績書(告示第4条第1号に係るもの)

商	品品	名					原	産	地	
販売	時の商品	占名					製造	造業 者	省 名	
用		途					試験	依頼	者名	
☆ !!!	よの 仕	1 夫	直径		(胴板の長	さと同じ)				
谷 希	での任	1家	1 且任	cm	高さ	cm				

試 験 項 目	記 号	試 験 結 果	判定
35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧力 MPa	
容器の内容積	В	cm ³	
高圧ガスの種類	С		
毒性ガスの有無	D	有 • 無	

検 査 証 明 欄

試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。

(試験実施年月日)

(試験実施機関又は担当者名)

輸 入 者 確 認 欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令 (平成9年政令第20号)第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示 (平成9年通商産業省告示第139号)第4条第1号に定められた基準に合致していることを確認致します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称)

(同住所、電話番号)

(備考)この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とすること。

(様式第1の英文)

(Attachment)

TEST CERTIFICATE

(Concerning Art.4 Para.1 of the Notification NO.203)

Name of Commodity				Origin	
Name of Commodity at time of Sale				Manufacture	
Uses				Client	
Cylinder	Diameter	Height (Same as the	length of		
Specifications	cm	drum plate)	cm		

Test items	Symbols	Test Results	Evaluation
vapor pressure of internal pressure of the cylinder at 35%	A	Gauge pressure MPa	
Capacity of the Cylinder	В	${ m cm}^3$	
Kind of High Pressure Gas	С		
Existence of Toxic Gas	D	YES · NO	

Space for Test Certification
Certified of above as results of test.
(Test date)
(Testing organization or person)

Space for Importer's Confirmation

I hereby certify that gas in this product complies with Art.2 Para.3-8 of the Cabinet Order No.20, 1997, and Art.4 Para.1 of the Ministry of International Trade and Industry Notification No.139. March 1997

(Date of confirmation)

(Name or title of the importer)

(Address and telephone number)

(Remarks) This format shall be of a size of JIS $\mathbf{A4}$

(様式第2)

試験成績書(告示第4条第2号に係るもの)

商 品 名			原 産 地	
販売時の商品名			製造業者名	
用 途			試験依頼者名	
容器の仕様	直径 cm	(胴板の長さと同じ) 高さ cm		

	試	験	項	目		記号	試 験 結 果	判定
高月	王ガスの種類					A	フルオロオレフィン1234yf フルオロカーボン134a フルオロカーボン404A その他	
容	内容積					В	${ m cm}^3$	
器	材料					С	鋼、軽金属、その他	
	フルオロオレフィン	1.8MPa	の圧力に	よる容器の変	形	D	有 • 無	
耐	1234yf	2.2MPa	の圧力に	よる容器の破	製	Ε	有 • 無	
圧	フルオロカーホ゛ン	1.9MPa	の圧力に	よる容器の変	形	F	有 • 無	
能	134a	2.3MPa	の圧力に	よる容器の破	製	G	有 • 無	
力	フルオロカーホ゛ン	3.4MPa	の圧力に	よる容器の変	形	Н	有 • 無	
	404A	4.0MPa	の圧力に	よる容器の破	製	I	有 • 無	
容易	容器内容積 / 充填質量				J	$\mathrm{cm^3/100g}$		

検 査 証 明 欄

試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。

(試験実施年月日)

(試験実施機関又は担当者名)

輸 入 者 確 認 欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第2条第3項第8号及び高 圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号)第4条第1号に定められた基準に合致 していることを確認致します。

なお、上記告示に定められた表示すべき事項(告示第4条第2号)については、通関後、速やかに表示します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称)

(同住所、電話番号)

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とすること。

(様式第2の英文)

(Attachment)

TEST CERTIFICATE

(Concerning Art.4 Para.2 of the Notification NO.203)

Name of Commodity			Origin	
Name of Commodity at time of Sale			Manufacture	
Uses			Client	
Cylinder	Diameter	Height (Same as the length of		
Specifications	cm	drum plate) cm		

		Test items	Symbols	Test Results	Evaluation
Kind of High Pressure Gas		A	HF01234yf, HFC134a, HFC404A, Other		
Capacity of the Cylinder		В	cm ³		
Cylinder	Materia	als	С	Steel, light metals, etc.	
	HF0	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.8MPa	D	YES · NO	
123 yf	1234 yf	Fracture of the Cylinder at the internal pressure of cylinder at 2.1MPa	Е	YES · NO	
Resistant Capacity	HFC13	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.9MPa	F	YES · NO	
	4a	Fracture of the Cylinder at the internal pressure of cylinder at 2.3MPa	G	YES · NO	
	HFC	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 3.4 MPa	Н	YES · NO	
	404A	Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 4.0 MPa	I	YES · NO	
Inside Capacity/Charged Mass			J	${\rm cm^3/100g}$	

Space for Test Certification
Certified of above as results of test.
(Test date)
(Testing organization or person)

Space for Importer's Confirmation

I hereby certify that gas in this product complies with Art.2 Para.3-8 of the Cabinet Order No.20, 1997, and Art.4 Para.2 of the Ministry of International Trade and Industry Notification No.139. March 1997/

Matters to be specified in accordance with Art.4 Para. 2 of the Notification shall be indicated immediately after customs clearance.

(Date of confirmation)

(Name or title of the importer)

(Address and telephone number)

(Remarks) This format shall be of a size of JIS A4

(様式第3)

試験成績書(告示第4条第3号に係るもの)

商 品 名			原 産 地
販売時の商品名			製造業者名
用 途			試験依頼者名
容器の仕様	直径 cm	(胴板の長さと同じ) 高さ cm	

	試	験 項	[目		記 号	試	験	結	果		判	定
容	内容積				A					${\rm cm}^3$		
	材料				В	鋼、軽金属	属、そ	の他				
器	二重構造容器	における噴と	出材の排出	機構	С	有∙無						
35℃ (3	こおける蒸気圧	又は容器内圧	Ē		D	ゲージ圧力	<mark></mark> ታ			MPa		
	50℃における	容器内圧			Е	ゲージ圧力	b			MPa		
耐圧能力	耐 圧 能 が 50℃における容器内圧の1.5倍又は1.3MPa にお ける容器の変形			F	有•無							
<i>刀</i> 	50℃における容器内圧の1.8倍又は1.5MPaにお ける容器の破裂			G	有•無							
高圧な	ブスの種類				Н							
毒	毒性ガスの有	無			I	有∙無						
性可	性 人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類			J	可燃性ガス以 の他の可燃性		ス・LP	ガス、	DME そ			
充て	ェアゾール 35℃における内容物の体積 / 容 器内容積		K					%				
を	エアゾール 液化ガスの充填質量(LP ガスの場 以外 合温度15℃における比重)			L				g ()			
48℃	48℃における容器からのガス漏れ				М	有•無						

検 査 証 明 欄

試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。

(試験実施年月日)

(試験実施機関又は担当者名)

輸 入 者 確 認 欄

本製品中のガス(エアゾール製品等)については、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号)第4条第3号に定められた基準に合致していることを確認致します。

なお、上記告示に定められた表示すべき事項(告示第4条第3号キ、リ又はル)については、通 関後、速やかに表示します。

(確認年月日)

- (輸入者の氏名又は名称)
- (同住所、電話番号)
- (備考)この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とすること。

(様式第3の英文)

(Attachment)

TEST CERTIFICATE

(Concerning Art.4 Para.3 of the Notification NO.203)

Name of Commodity			Origin	
Name of Commodity at time of Sale			Manufacture	
Uses			Client	
Cylinder	Diameter	Height (Same as the length of		
Specifications	cm	drum plate) cm		

Test items			Symbols	Test Results	Evaluation
	Inside Capaci	ty	A	cm ³	
O 1: 1	Materials		В	Stee1, 1ight metals, etc.	
Cylinder	Exstence of double-wall ca	facility of evaruation in a	C	YES · NO	
Vapor pres 35℃	ssure or intern	al pressure of the cylinder at	l pressure of the cylinder at D Gauge pressure MPa		
	Internal press	sure of the cylinder at $50^\circ\!\!\!\mathrm{C}$	E	Gauge pressure MPa	
Pressure Resistant Capacity		of the cylinder at 1.5 times ressure of cylinder at $50^{\circ}\mathrm{C}$ or	F	YES · NO	
Capacity		he cylinder at 1.8 times the sure of cylinder at $50 ^{\circ}\mathrm{C}$ or	G	YES · NO	
Kind of High	Pressure Gas		H		
Inflamm	Existance of t	oxic gas	I	YES · NO	
ability Toxicity	Kind of ga tucan body	s in aerosol spray used on	J	Nonflammable gas LPG, DME other im inflammable gas	
Fill up	Aerosol Volume of contents at 35 °C /Capacity of the cylinder		K	%	
Percentage	Other	Charged mass of liquefied gas (specific gravity at 15° C in the case of LPG)	L	g ()	
Gas leakag	e from cylinder	at 48°C	M	YES · NO	

Space for Test Certification
Certified of above as results of test.
(Test date)
(Testing organization or person)

Space for Importer's Confirmation

hereby certify that gas in this product (aerosol product, etc.) complies with Art.2 Para.3-8 of the Cabinet Order No.20, 1997, and Art.4 Para.3 of the Ministry of International Trade and Industry Notification No.139, March 1997.

Matters to be specified in accordance with Art.4 Para.3 of the Notification .shall be indicated immediately after customs clearance.

(Date of confirmation)

(Name or title of the importer)

(Address and telephone number)

(Remarks) This format shall be of a size of JIS A4